

平成 30 年度第 3 回豊岡市地域包括支援センター運営協議会 次第

日 時 : 平成 31 年 3 月 13 日 (水) 13 時 30 分～

場 所 : 豊岡市役所立野庁舎 多目的ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 豊岡市地域包括支援センターの設置状況について

資料 1

(2) 平成 30 年度豊岡市地域包括支援センターの事業報告について

資料 2

4 協議事項

(1) 平成 31 年度豊岡市地域包括支援センター事業実施方針 (案) について

資料 3

(2) 平成 30 年度豊岡市地域包括支援センター事業の評価について

資料 4

5 閉 会

豊岡市地域包括支援センターの設置状況

名 称	人 口 (第1号被保険者数) 高齢化率	要支援・ 要介護 認定者数	配置職員	設置形態
豊岡地域包括支援センター 対象区域面積 133.40 k m ²	40,784 (12,060) 29.6% 港地区除く	2,104	社会福祉士 2 看護師 2 保健師(嘱託) 1 主任介護支援専門員(嘱託) 2 介護支援専門員(嘱託) 3 事務(嘱託) 1	委託 豊岡市社会 福祉協議会
			小 計 11	
城崎・竹野地域包括支援センター 対象区域面積 162.93 k m ²	10,529 (4,146) 39.4% 港地区含む	807	介護支援専門員 1 看護師 1 社会福祉士 1	
城崎・竹野地域包括支援センター 竹野分室 再掲 対象区域面積 102.79 k m ²	再掲 4,462 (1,773) 39.7%	再掲 351	主任介護支援専門員 1 介護支援専門員(非常勤) 1	
			小 計 5	
日高地域包括支援センター 対象区域面積 150.24 k m ²	16,691 (5,486) 32.9%	1,025	主任介護支援専門員 1 看護師 1 社会福祉士 1 介護支援専門員 2 介護支援専門員(嘱託) 1 事務(嘱託) 1	
			小 計 7	
出石・但東地域包括支援センター 対象区域面積 251.09 k m ²	13,925 (5,044) 36.2%	983	看護師 1 主任介護支援専門員 1 社会福祉士 1	
出石・但東地域包括支援センター 但東分室 再掲 対象区域面積 161.96k m ²	再掲 4,146 (1,765) 42.6%	再掲 392	社会福祉士 1 介護支援専門員 1	
			小 計 5	
豊岡市合計	81,929 (26,736) 32.6%	4,919	合 計 28	
人口(第1号被保険者数) : 平成31年2月1日現在 認定者数 : 平成31年1月31日を基準として、平成31年3月1日付で処理 配置職員 : 平成31年3月1日現在				

平成 30 年度 豊岡市地域包括支援センターの事業報告

平成 30 年度 豊岡市地域包括支援センター活動方針を基に以下の活動を行った。

(人数等実績数値は、各年度ともに 12 月末現在)

1 総合相談支援業務

方針(1) 生活支援コーディネーターやコミュニティワーカー、民生委員等と連携し、互助の力で安心して生活できる基盤をつくる。

(7) 個別ケースを通じて住民協議の場をつくり、必要な支援に向けて役割分担する。

【活動実績】

地域包括支援センターが受付した個別の相談を生活支援コーディネーターと協働のもと、地域住民と協議し役割分担することで、課題解決に至った。

【事例】

住民協働の協議の場で、認知症高齢者の家族と地域が話し合う機会を持ち、地域住民の見守り意識に繋がった。

【課題】

ひとり歩き（徘徊）や迷惑行為のある認知症高齢者にも対応できる柔軟な介護保険サービスが必要との課題が上がった。

方針(2) 関係機関と連携を図り、支援困難ケースに対応する。

(7) 豊岡市障害者基幹相談支援センターと内部研修会を行い、障害者自立支援制度についての理解を深める。

【活動実績】

地域包括支援センターが関わる支援困難ケースには、本人あるいは家族が障害を抱えている方が多い背景の中、障害福祉制度の理解が必要となる。平成 31 年 2 月 13 日に豊岡市障害者自立支援協議会の相談支援グループにて地域包括支援センター職員が介護保険の基礎的な話をし、障害福祉制度から介護保険移行に係る課題について協議を行った。また、平成 31 年 3 月 15 日に、豊岡市障害者基幹相談支援センターの協力のもと、障害者総合支援法について内部研修会を行う予定である。

(イ) 多職種協議の場を持ち、役割分担をしながら課題解決を行う。

【活動実績】

個別のケースの課題解決のために民生委員、保健師、豊岡市障害者基幹相談センター、総合相談支援センター、生活支援コーディネーター等の関係機関と協議の場をもち、目標を共有した上で役割分担をして対応した。すぐに課題解決までに至らないことも多く、何度も協議を重ねている事例もある。

【事例】

ひとり暮らしで、生活保護を受給し、親族の関わりが少なく、認知症や精神遅滞があり、万引き等の触法行為がある方は、入所できる施設もなく、また本人は自宅で暮らすことを望んでいる。住環境も不衛生で、火事の心配もあり、万引きしてきたと思われる商品が部屋にある。身体状況も変化をする中、多岐にわたる関係者、支援者と課題整理や対応方法を検討しながら在宅サービスを継続している。

方針(3) 早期に相談がつながるよう、地域の見守り体制を推進する。

(ア) 地域包括支援センターの啓発を行い、早期に相談がつながる体制を作る。

【活動実績】

民生委員児童委員協議会、サロン、老人会等で地域包括支援センターの啓発を行った。また、スーパーや、喫茶店、金融機関などに出向き早期に気になる方をつなぐ体制が構築できた。例えば、月1回コープ（生活協同組合）に巡回訪問をしており、職員との顔の見える関係が構築され、相談先の周知や相談がつながる体制がとれ、各圏域により特色のある取組みができた。

(イ) 地域の集いの場や話し合いの場に参画し、地域の気づきの目が増えるよう啓発をする。

【活動実績】

サロンや玄さん元気教室など地域の集いの場への参加や、気になる方の早期発見につなぐ啓発を行った。また、コミュニティワーカーや生活支援コーディネーターと協働し、行政区支え合いマップづくりや地区コミュニティ組織の会議に参加し、見守り体制についての啓発を行った。例えば、地域の集いの場では、気づきの視点を入れたチラシを用いる等の工夫を行うことで地域の住民から気になる家庭や認知症状が気になる方の情報が早期に上がってくるようになった。

【課題】

今後も、地域の住民と多職種が連携し早期に対応していくことが必要である。

【広報活動件数】

	対象者	実施件数	延参加人数
豊岡	民生委員・住民・企業・学生等	27	722
城崎・竹野	学生・住民・民生委員・老人会等	12	237
日高	学生・施設・老人会住民等	15	369
出石・但東	民生委員・学生・住民等	36	487
計		90	1,815

【方法別相談延件数】

	電話	来所	訪問	その他	合計
豊岡	4,522	822	2,797	1,763	9,904
城崎・竹野	1,742	201	972	704	3,619
日高	2,883	543	1,212	701	5,339
出石・但東	1,532	290	2,199	292	4,313
30年度	10,679	1,856	7,180	3,460	23,175
29年度	8,696	1,897	6,545	2,714	19,852
28年度	8,316	1,724	6,397	2,582	19,019

【内容別相談件数】 ※重複あり

	介護 相談	総合 事業	介護 予防	介護 給付	入退 所・ 院	高齢者 福祉	障がい 者福祉	保健・ 医療	権利 擁護	認知症 に関する 事	経済	その他	合計
豊岡	946	1,781	2,691	352	293	1,579	131	818	224	623	167	299	9,904
城崎・竹野	208	590	1,371	137	55	515	43	300	57	67	110	166	3,619
日高	201	1,486	1,917	405	357	460	102	134	85	107	35	50	5,339
出石・但東	603	726	1,495	133	255	430	10	113	198	74	32	244	4,313
30年度	1,958	4,583	7,474	1,027	960	2,984	286	1,365	564	871	344	759	23,175
29年度	1,460	4,557	6,615	757	613	2,368	273	980	756	613	361	499	19,852
28年度	1,747	4,788	5,630	597	555	1,580	266	1,245	641	778	576	618	19,021

【相談者延人数】

	本人	家族 親類等	知人 近隣	民生 委員	ケアマネ ジャー	サービス 事業者	医療 機関	行政	社協	その他	合計
豊岡	3,133	2,688	134	205	1,580	2,245	773	868	456	209	12,291
城崎・竹野	1,460	941	51	66	285	1,121	268	437	139	58	4,826
日高	1,828	1,695	64	69	620	2,018	493	618	151	59	7,615
出石・但東	2,266	1,681	51	84	301	869	374	371	151	79	6,227
30 年度	8,687	7,005	300	424	2,786	6,253	1,908	2,294	897	405	30,959
29 年度	8,174	6,303	292	461	2,381	5,396	1,380	2,225	1,068	373	28,053
28 年度	7,731	5,834	290	450	2,196	4,388	1,231	2,037	—	1,161	25,318

【対応内容（件）】 ※重複あり

	介護予防ケア マネジメント	総合相談 支援	権利擁護	ケアマネジ メント支援	困難事例 対応	福祉用具住 宅改修	施設入所	その他	合計
豊岡	3,974	3,556	236	965	414	282	108	407	9,942
城崎・竹野	1,872	1,187	68	202	151	104	39	112	3,735
日高	3,197	1,229	100	423	198	289	128	28	5,592
出石・但東	1,877	1,509	205	43	24	131	16	112	3,917
30 年度	10,920	7,481	609	1,633	787	806	291	659	23,186
29 年度	10,362	6,040	799	1,478	681	601	200	365	20,526
28 年度	9,196	6,325	674	2,582	1,210	627	169	337	21,120

2 権利擁護業務

【権利擁護に関する相談】

	成年後見制度	高齢者虐待	消費者被害	その他	合 計
30 年度	120	392	17	80	609
29 年度	132	520	26	121	799
28 年度	131	419	25	99	674

方針(1) 高齢者虐待対応について、高齢者虐待対応マニュアルに沿い、関係者とのさらなる連携・協働を図る。

(7) 市と協働し、地域包括支援センターの三職種と市担当職員向けの虐待対応のツールを使った研修会を開催する。

【活動実績】

平成 30 年 12 月に市担当者と高齢者虐待対応マニュアルの改訂と協議の方法に関する意見交換を行なった。

(4) 高齢者虐待対応専門職チームを活用し、個別の事例についてのアドバイスを受け対応能力を高める。

【活動実績】

現在、専門職チーム活用まで至った事例はないが、1 件要請検討中の事例がある。

【課題】

虐待の対応方法に行き詰まる事例も抱えており、専門職チームを積極的に活用していくことが必要である。

【虐待通報件数等】

	前年度から継続	通報	内虐待認定
30 年度	9	13	9
29 年度	9	19	9
28 年度	8	28	18

【虐待対応件数】

	分 離			分離せず		成年後見制度申立	終 結	対応継続
	特養へ措置	養護へ措置	入院・施設等へ入所	在宅サービス導入調整等	その他			
30 年度	2	1	4	8	3	0	6	12
29 年度	0	2	5	6	5	1	10	8
28 年度	0	3	13	5	5	3	16	10

方針(2) 成年後見制度の普及啓発と活用促進を図る。

(7) 成年後見制度が必要な高齢者が制度を利用できるように、積極的に情報提供や申し立て支援を行う。

【活動実績】

相談対応の中でその都度、情報提供や申し立て支援を行った。

【課題】

制度の普及・活用促進のため、介護支援専門員等へ積極的な啓発や情報提供を行い、連携体制の強化を図ることが必要である。

(イ) 市や社協広報等で成年後見制度の啓発を行う。

【活動実績】

平成 31 年 2 月、市の広報に成年後見制度についての記事を掲載し、市民の方に成年後見制度の理解と窓口の周知を行った。

(ウ) 成年後見制度の普及啓発のための研修会を開催する。

【活動実績】

平成 31 年 1 月 15 日の介護支援専門員連絡会にて、コスモス成年後見サポートセンターの田中均行政書士を講師に『成年後見制度における身上監護について』というテーマでミニ研修会を行った。介護支援専門員に後見人の仕事を身近に感じていただき、成年後見制度が使いにくいという抵抗感の軽減につながった。

(イ) 事業所や住民向けに出前講座等を開催する。

【活動実績】

- ・グループホームにて内部研修の講師として講座を開催した。意見交換の中で支援者として成年後見について考えてもらう機会がくれた。
- ・民生委員児童委員協議会でも成年後見制度の周知啓発を各圏域ごとに随時行った。

(オ) ぱあとなあやリーガルサポート、たんぽぽなどの成年後見人等候補者の推薦団体と連携を図る。

【活動実績】

平成 31 年 1 月 15 日にコスモス成年後見サポートセンターの田中均行政書士と社会福祉士、1 月 25 日には、たんぽぽの馬場弁護士と管理者、社会福祉士等で成年後見制度に関わる質問会を開催した。成年後見人等候補者の推薦団体との連携を強化し、成年後見制度の活用促進に努める。

方針(3) 権利擁護の視点を常に持ち、解決に向け、関係機関との連携強化を図る。

(ア) 権利擁護に関する研修会を開催する。

【活動実績】

平成 30 年 12 月 18 日、丹有法律事務所 岡本祐育^{ゆうすけ}弁護士を講師に『社会的に弱い高齢者への支援』～私達に何が求められているか～のテーマで開催した。介護支援専門員や行政、医療関係者、施設職員など 47 名の参加者があった。法的な視点でわかりやすく説明していただいた。グループワークではそれぞれの立場での考え方や価値観等を共有することができ、あらためて連携の大切さを考えるきっかけとなった。

(イ) 消費者被害を未然に防止するため、豊岡市消費生活センター等との連携を図る。

【活動実績】

平成 30 年 12 月 14 日の社会福祉士連絡会にて豊岡市消費生活センター職員と意見交換をし、お互いの業務や役割などの認識が共有できネットワークの構築が図れた。

(ウ) 法的な課題解決に向け弁護士による法律相談を活用する。

【活動実績】

毎月第 4 金曜日に行われる「弁護士による法律相談」を活用し、本人名義ではない物件の財産処分や離婚など法的な視点が必要なケースの相談を行い、問題を解決した。その結果、当事者の高齢者は安心して生活を行うことができた。

また、このような困難事例の対応により職員の資質向上につながった。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

方針(1) 介護支援専門員が各関係機関と連携体制を構築できるよう支援する。

(7) 介護支援専門員連絡会や各圏域の会議で意見交換や研修会を実施する。

【活動実績】

月に1回、介護支援専門員連絡会を開催し、各事業や制度について情報共有の場をもつことができた。また、ミニ研修会や研修会では、グループワークを行い、意見交換を行う機会をもつことができた。介護支援専門員が、自分の考えを他者に伝える力をつけることで、説明力を磨く場となった。

(4) 居宅介護支援事業所どうしの事例検討会の開催について支援を行う。

【活動実績】

豊岡市主任介護支援専門員ネットワーク連絡会を開催し、事例検討会をどのように開催するかを相談した結果、豊岡・城崎・竹野、日高、出石・但東の3圏域ごとに開催していくこととなった。地域の主任介護支援専門員が中心となり、他法人の居宅介護支援事業所と共同で事例検討会を開催することで、連携体制の構築に繋がった。今後も研修計画の策定が行えるよう支援を行っていく。

(5) 医療介護連携をスムーズに行うための体制づくりに取り組む。

【活動実績】

各圏域の介護支援専門員ネットワーク連絡会を利用して、医療センターや訪問看護ステーション等の医療関係者と事例検討会や意見交換を行った。連携を行うために情報交換のタイミングについて、意見交換を行った圏域もあった。顔の見える関係をつくることで、医療機関からの情報提供により、相談につながるケースもあった。

方針(2) 介護支援専門員の質の向上を図る。

(7) アセスメントの幅を意識できる力と収集した情報を統合していく力をつけ自立支援型のケアマネジメントが身につくように支援する。

【活動実績】

- ・平成 30 年 10 月 19 日、はちぶせの里 中野穰氏を講師に『情報を統合し、どう課題や目標につなげていくのか』のテーマで主任介護支援専門員研修会を開催し、38 名の参加があった。整理された情報を統合・分析し、利用者の全体像を見通し、ニーズから目標や手立てを考える事ができる研修となった。
- ・平成 30 年 11 月 15 日、高齢者ケアハウスながた 山内賢治氏を講師に『サービス担当者会議について～開催の意義・効果的な開催の仕方～』のテーマで介護支援専門員研修会を開催し、59 名の参加があった。サービス担当者会議における介護支援専門員のプレゼン力向上につながる研修会となった。本人の目標の達成のために、サービス担当者会議の中で、サービス事業所が具体的にどう取り組むのかをしっかりと合意させていくプロセスを学び、自らのサービス担当者会議を振り返る機会となった。

方針(3) 介護支援専門員が地域の把握や地域とのつながりが出来るよう支援する。
(7) 地域の集まりの場に参加し社会資源とつながる視点をもてるように支援する。

【活動実績】

- ・介護支援専門員連絡会の中で、防災課より情報提供を受け、防災計画について勉強する機会をもったことで、災害時に利用者の避難をどうするのかを事前に検討しておくなど、防災意識を高めることができた。
- ・相談対応の中で、生活支援コーディネーターと連携のもと、地域状況を把握した。その後、介護支援専門員につなぐことで、高齢者が地域のサロンに参加できるようになるなどの後方支援ができた。

【介護支援専門員支援回数】

	ケース 検討会議	同行訪問	個別相談 情報提供	サービス 担当者会議	合計
豊岡	44	134	848	52	1,078
城崎・竹野	4	50	154	9	217
日高	37	60	358	15	470
出石・但東	9	38	17	6	70
合計	94	282	1,377	82	1,835

【介護支援専門員ネットワーク連絡会開催実績】

	回数	延参加人数
豊岡	3回	54人
城崎・竹野	3回	50人
日高	3回	40人
出石・但東	4回	46人
合 計	13回	190人

4 介護予防ケアマネジメント業務

方針（1）自ら進んで介護予防に取り組めるよう自助の意識の向上を図る。
（7）介護予防について広報・啓発活動を積極的に行う。

【活動実績】

- ・豊岡市社会福祉協議会の広報誌 NIKO に『介護予防、筋活、運動からだ元気塾』の記事を掲載し、運動からだ元気塾の新規利用者の参加につながった。
- ・企業、民生委員児童委員、みてやま学園などで認知症サポーター養成講座を実施した。地域のサロンで、脱水、熱中症、誤嚥性肺炎などについてミニ講座を実施し、また、コグニサイズの指導も行った。
- ・中学校で高齢者疑似体験の後に認知症のDVDを鑑賞し、認知症の講義を行った。

【課題】

地域に出向く中、住民が認知症予防に関心があることがわかり、今後も引き続き認知症についての知識を予防も含め普及、啓発する必要がある。

（イ） 多職種との連携を強化する。

【活動実績】

- ・地区担当保健師と精神疾患の方の情報共有を行い、同行訪問し、課題解決に向けた会議をもった。定期的に、生活支援コーディネーターと困難事例、生活困窮事例の検討、情報共有等を行った。
- ・玄さん元気教室の未実施地区に、健康増進課と一緒に協議の場に参加し、立ち上げに向けての協議を行った。

(ウ) 介護予防が必要な人に、介護予防ができる場を提案する。

【活動実績】

- ・行政区のサロンで玄さん体操、運動からだ元気塾、カーブス、はつらつチャレンジ塾やリハビリ型のデイサービスの紹介を行った。
- ・サロン参加時に基本チェックリストを実施し介護予防対象者の把握に努め、介護予防の必要性について説明を行うことで運動からだ元気塾の参加につながった。介護予防の関心が高まり自助意識の向上が図れた。

方針(2) ケアマネジメント力の向上を目指す。

(7) ケアプランに医療的視点を含めたアセスメントと、具体的な目標が設定できるように介護支援専門員を支援する。

【活動実績】

- ・介護支援専門員のケアプランチェック時、数値化した目標が設定できるように助言を行った。
- ・平成 30 年 9 月 11 日に介護支援専門員連絡会で高齢者の下肢筋力低下についての研修を行った。又、熱中症予防についてミニ研修を行い、介護支援専門員のプラン作成時の医療的な視点でのアセスメント力の向上につながった。

(イ) 地域包括支援センター職員と委託先の居宅介護支援専門員とが介護予防ケアマネジメントの流れについて意識の統一を図るため、ケアマネジメントの流れを見直し、介護支援専門員に伝える。

【活動実績】

平成 30 年 5 月 8 日介護支援専門員連絡会でケアマネジメントの流れについて寸劇による説明を行ったが、介護予防ケアマネジメントの流れの理解につながらないとの声があった。

【課題】

ケアマネジメントの流れについて迷うところや、困ることの聞き取りを実施し、わかりやすい伝え方の方法を検討する必要がある。

【認定区分別介護予防等サービス計画作成件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
事業対象者	238	243	247	247	231	238	246	243	240	2,173
要支援1	605	606	614	617	599	606	595	619	636	5,497
要支援2	389	379	387	396	387	394	398	405	383	3,518
合計	1,232	1,228	1,248	1,260	1,217	1,238	1,239	1,267	1,259	11,188
豊岡	524	512	527	526	511	530	523	546	528	4,727
城崎・竹野	209	216	218	226	216	211	221	219	221	1,957
日高	220	226	230	231	227	228	228	240	232	2,062
出石・但東	279	274	273	277	263	269	267	262	278	2,442

介護予防ケアプラン作成件数

【指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成分】

28年度	29年度	30年度
4,428	5,761	6,034

【委託事業者作成分】

28年度	29年度	30年度
5,005	4,655	5,154

5 地域ケア会議の推進

方針（1）自立支援型ケア会議を通じて、本人の望む生活の実現とそれに向けたケアプランが作成できるよう、介護支援専門員の資質向上を図る。

（7）月に一回、自立支援型ケア会議を開催し、その後のモニタリングを実施する。

【活動実績】

- ・モニタリングシートを活用して、モニタリングを実施した。家庭事情や本人の心身状態もあり、提案したことが実施できず、モニタリング評価としては変化がないことが多かった。しかし中には、地域の社会資源に繋がり、本人の望む生活に近づいたケースや、心身状態に改善が見られたケースもあった。
- ・自立支援型ケア会議の振り返りをすると、アセスメントがしっかりでき、より具体的に本人の望む生活の聴き取りができていたケースは自立支援型ケア会議での提案に対して、本人の受け入れがスムーズだったという分析ができた。

【自立支援型地域ケア会議開催回数】

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
27	27	26	27	107

方針（２） 個別ケア会議を開催し、ケースの課題解決を図る。

（７） 個別ケア会議を開催し、課題整理を行い、専門職による役割分担、地域住民との連携など、課題解決に向けて検討する。

【活動実績】

圏域により差はあるが、個別のケースごとに随時開催し、課題の共有や役割分担を行った。多職種で検討することで情報を共有し、援助方針の統一が図れ、地域課題も共有することができた。

【事例】

暴力行為やセクハラ行為のあるひとり暮らしの高齢男性（要支援２）について専門職、行政による個別ケア会議を行い、危険を感じれば、警察に通報も必要と確認ができた。

【課題】

総合事業におけるヘルパー２人対応の報酬体制については今後検討が必要な課題である。

【個別ケア会議開催回数】

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
9	2	17	2	30

6 認知症施策の推進

方針（１） 認知症の早期発見、早期対応に努める。

（７） 認知症初期集中支援推進事業の周知を図り、認知症初期集中支援チームとして早期に関わることで、適切な医療・介護・社会資源につなぐ。

【活動実績】

・介護支援専門員連絡会や民生委員児童委員協議会、認知症サポーター養成講座、地域での支え合いマップ作り、認知症カフェなどで認知症初期集中支援事業の啓発を行った。ほとんどの認知症のケースについては、それぞれの圏域が認知症相談センターとして介護保険の申請、介護保険サービス導入へと順調に進んでおり、緊急対応が必要なケースも圏域で随時対応している。

- ・認知症初期集中支援チームで対応するケースは医療介入が難しいケースや支援方針が立ちにくいなどの困難ケースである。チーム員会議でチーム員の意見を聴きながら、課題に取り組み、受診や介護保険サービスにつなぐ。

【認知症相談延件数】

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
623	67	107	74	871

方針（２）認知症の正しい理解の普及啓発に努める。

（ア）多世代を対象に認知症サポーター養成講座を開催する。

【活動実績】

- ・小学校や高等学校、民生委員児童委員協議会、老人会、介護保険サービス事業所、みてやま学園、企業、地域コミュニティ組織で多世代にわたり認知症サポーター養成講座を実施した。
- ・小学生においては、認知症に対して「怖い」イメージがあり、正しい理解を促せる内容の検討と講師役としての職員のスキルアップを図る。

【認知症サポーター養成講座開催回数】

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
7	5	4	3	19

方針（３）家族介護者に対する支援の充実を図る。

（ア）認知症カフェ、若年性認知症の集い等介護者が集う場の啓発と参加の支援、及び場が継続するための後方支援を行う。

【活動実績】

認知症カフェや若年性認知症の集いに参加した。また相談受付時に、カフェ等への参加が望ましい方と判断した方に対し、つなぐ支援を行った。認知症カフェでは専門職が相談をいつでも受けられる体制を整えた。他地域の活動が認知症カフェのない地域でも立ち上げの必要性を感じるきっかけとなった。

平成 31 年度

豊岡市地域包括支援センター事業実施方針

平成 3 1 年 4 月

豊岡市健康福祉部高年介護課

1 方針策定の趣旨

地域包括支援センターの運営上の考え方、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センターの業務を円滑かつ効果的に実施できるよう、介護保険法第115条の47第1項に基づき、「豊岡市地域包括支援センター事業実施方針」について定めます。

2 地域包括支援センターの意義・目的

市は、豊岡市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画の基本理念「みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり」の実現に向けて、地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステム構築を推進するにあたり、地域包括支援センターを中核的な役割を果たす機関として位置づけます。

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」です。地域包括支援センターの設置者である市は、この設置目的を達成するための体制整備等に努め、適切な事業運営を行う必要があります。

また、市が設置する豊岡市地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認、協議及び評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営を確保します。

3 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを推進するための中核的機関として、旧市町エリアを基本とした6つの日常生活圏域ごとのニーズを的確に把握して、以下の包括的支援事業等を効果的に実施します。

- (1) 総合相談支援業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (4) 地域ケア会議推進業務
- (5) 在宅医療・介護連携の推進
- (6) 生活支援体制整備の推進
- (7) 認知症施策の推進
- (8) 介護予防ケアマネジメント

4 具体的な業務内容

(1) 総合相談支援業務

ア 総合相談支援

本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談に対応し、相談内容に応じたサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行います。

また、専門的・継続的な関与や緊急対応が必要な場合には、当事者に関する課題を明確にしたうえで、それに対応する支援を行います。

イ 基本チェックリストの実施・活用

窓口で相談をした本人（被保険者）に対して、必要に応じ適切なサービス利用につなげるため、基本チェックリストを実施し、アセスメントに活用します。

ウ 実態把握

本人・家族からの相談及び関係機関から情報提供のあった高齢者について、心身の状況や家庭環境等の実態把握を迅速かつ正確に行います。また、個別支援活動に活かすため、地域における社会資源の実態や活用状況等の把握を行うとともに、社会資源開発や活用促進に努めます。

エ 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に携わるボランティア等、地域における様々な関係者とのネットワークの構築に努めます。

オ 障害者(児)相談支援機関との連携

高齢障害者等が共生型サービスを円滑に利用できるよう、これまで以上に障害者基幹相談支援センターや各相談支援事業所との連携を図ります。

(2) 権利擁護業務

ア 高齢者虐待の相談対応

通報や相談等を受けた場合には、「豊岡市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応を行います。また、困難事例については、専門職チームを積極的に活用します。

イ 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる場合、高齢者の親族等に対して、制度の説明や関係機関の紹介等を行います。また、申立てを行える親族がない場合、市長申立てへつなげます。

ウ 消費者被害の防止

消費者被害への対応時には、豊岡市消費生活センター等と連携し、消費者被害に対する情報を必要に応じて、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

イ 介護支援専門員のネットワーク構築支援

地域包括支援センターは、介護支援専門員の求めに応じて、適当な支援団体・機関の情報提供、意見交換等の場の設定、情報共有のためのルールづくりなどの方法で、関係機関のネットワーク構築を支援します。

ウ 事例検討会、研修会、介護支援専門員連絡会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関と連携のうえ、情報提供や事例検討、研修会、連絡会を実施し、実践力を高めます。

エ 支援困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。事例によっては、個別ケア会議を開催し、介護支援専門員が課題解決できるよう、3職種による多面的な後方支援を行います。

(4) 地域ケア会議推進業務

ア 個別ケア会議の開催

(ア) 会議内容

地域包括支援センター及び介護支援専門員が担当するケース（介護度・状態像を問わない）について、その処遇をどのようにすべきか、関係者で検討する

ことにより、高齢者の課題解決を支援します。

(イ) 構成委員

本人・家族、担当介護支援専門員、民生委員、区役員、市保健師、地域包括支援センター職員、その他関係者を必要に応じて招集します。

(ウ) 実施回数等

地域包括支援センター又は介護支援専門員等の求めに応じて随時開催(不定期)します。

イ 自立支援型地域ケア会議の開催

(ア) 会議内容

主に要支援認定者や事業対象者（基本チェックリスト該当者）など介護予防サービスの利用者について、自立支援（利用者の状態を改善し、自分でできることを増やすことにより本人が望む生活をめざすこと）の視点を踏まえたケアプランの作成を支援するため、作成済みのケアプランの更新等にあって、専門職を中心とする多職種による検討を行い、担当地域包括支援センター職員又は介護支援専門員に助言を行います。

(イ) 構成員

担当介護支援専門員、理学療法士又は作業療法士、生活支援コーディネーター、市（保健師、高齢者・介護保険担当職員）、地域包括支援センター職員及び必要に応じて管理栄養士等その他の専門職を招集します。

(ウ) 実施回数等

各地域包括支援センター（豊岡、港・城崎・竹野、日高、出石・但東）ごとに月1回

1回（1時間45分）の会議で概ね3事例を検討

(エ) その他

自立支援型地域ケア会議におけるケアマネジメント支援については、すべての事業者が年間を通じて概ね1回は支援を受けられるよう配慮します。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会の構成員として、在宅医療介護連携に係る各種研修会への協力、但馬圏域入退院支援運用ガイドラインの活用、医療関係者と介護関係者との連携強化を推進します。

(6) 生活支援体制整備の推進

生活支援コーディネーターと連携し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らすために、高齢者やその家族を支える多様な地域資源の把握に努めます。

また、住民主体で地域課題を話し合う協議の場に参画し、地域における課題解決のネットワークの構築に努めます。

(7) 認知症施策の推進

ア 認知症に関する知識の普及啓発

認知症についての正しい理解と知識の普及啓発を行い、認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりに努めます。また、認知症キャラバン・メイトと連携し、認知症サポーターの養成を推進します。

イ 早期発見・早期対応の推進

地域包括支援センターは、「認知症相談センター」業務である認知症の相談を受け、早期に医療機関受診や介護サービス利用などにつなげます。

また、平成30年度に設置した認知症初期集中支援チームとして、必要により医療と介護の専門職が家庭訪問をし、状況に合わせた支援を行います。

ウ 認知症ケアの向上

「認知症相談センター」として自主的に内部で職員研修を行ったり、各種研修会に積極的に参加して、認知症の人やその家族への支援を適切に行えるようスキルアップを図ります。

エ 若年性認知症の人と家族への支援

若年性認知症生活支援相談センター等と連携し、個別事例について支援の方向性を検討します。また、当事者や家族の相談に応じられるようスキルアップを図ります。

オ 家族介護者に対する支援の充実

認知症家族介護教室や認知症カフェの周知を行い、家族介護者の負担を軽減できるような支援を行います。

カ 地域見守り体制の推進

高齢者見守りネットワーク事業（とよおかホッと見守り隊）協力事業者との連携等により、見守り体制の充実を進めます。また、認知症の方について、市が行う「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク」への事前登録を促します。

(8) 介護予防ケアマネジメント

ア 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び事業対象者が、介護予防・生活支援サービス事業を適切に受けられるようケアプランの作成を行うとともに、そのプランに基づき、サービスの実施状況や効果の評価、見直し等を行い、介護予防・重度化防止を図ります。

イ ケアマネジメント作成上の留意点

- (ア) 対象者の自立支援につながるよう、本人・家族の意向を汲み取りながら対象者とともに課題分析と目標設定を行い、目標達成に向けたケアプランの作成を行います。
- (イ) ケアプラン作成時には、必要に応じて公的サービス以外のサービス・活動等、住民主体の支援、専門職によらないサービス等の活用も視野に入れ検討します。
- (ウ) 評価可能（数値等）な具体的な目標と期間（短期・長期等）を設定します。
- (エ) 希望する生活状態への改善状況、サービスの効果等を評価したうえで、サービスの終了も含めた見直し又は継続を検討します。

5 市との連携

地域包括支援センターは、市介護保険事業計画、本事業実施方針等に基づき、主体的に日常生活圏域における個別課題の解決を図ることを基本としながら、虐待ケース、行政の権限行使が必要な事案、またネットワーク構築や地域づくり等に関しては、市と密接に連携をとって課題解決に取り組みます。

また、定期的に地域包括支援センター管理者会を開催し、必要に応じて市職員の出席を求め、情報共有及び連携強化を行います。

6 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行います。

介護予防ケアマネジメントの委託や介護予防ケアプランへの事業者の位置づけについては、特定の事業者に偏らないよう留意します。

7 地域包括支援センターの運営評価及び課題の提言

地域包括支援センターは、事業の実施状況の自己評価を行い、住民のニーズや業務の状況・量等を把握し、地域包括支援センター運営協議会の評価・点検を受けます。

また、自己評価を行い、地域包括支援センター運営協議会の評価・点検を受けることにより、運営課題を明らかにし、これを解決するための各種施策や体制について市に提言することで、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

平成30年度豊岡市地域包括支援センター事業の評価

1 評価の目的

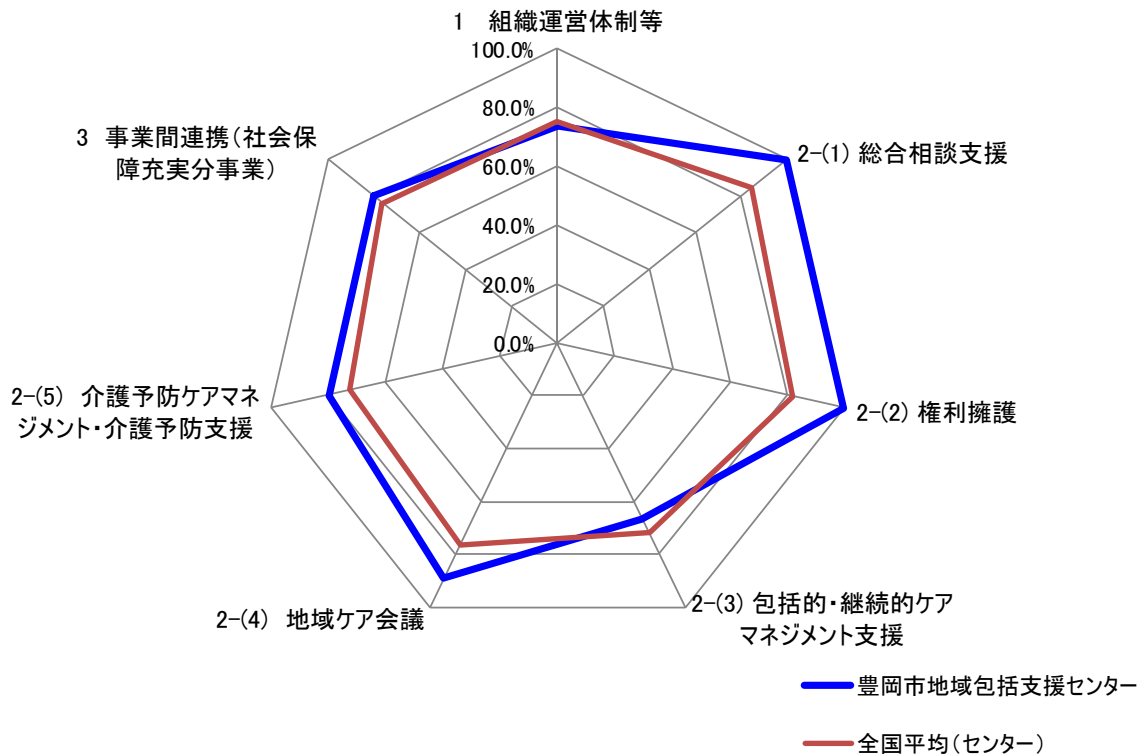
豊岡市地域包括支援センターの運営体制、業務内容や業務実績について評価を実施し、業務の実施状況や課題を把握することで、今後の取り組むべき業務を明確にするとともに、センターの機能強化を図ることを目的とする。

2 評価の対象期間・実施方法

- 対象期間：平成30年4月1日～平成31年1月31日
- 実施方法：国が策定した全国統一の評価指標により評価を実施

3 評価結果

豊岡市地域包括支援センターと全国平均の比較



「全国調査結果」は、平成30年度(平成29年度分)の全国調査結果数値です。

4 現状と課題(設問項目別)

設問項目

1 組織運営体制等

市内に4箇所(2分室)の地域包括支援センターを設置しており、すべてを豊岡市社会福祉協議会に委託している。市が設置する定期的な連絡会はないが、地域包括支援センターが開催する連絡会に市職員が必要に応じて出席し、情報提供や意見交換を行っている。

地域包括支援センターの夜間・早朝、土日祝日の開所については、働きながら介護に取り組む家族等に対する相談支援の充実強化のために必要である。

個人情報の取り扱いについては、市の取扱方針に従って業務を行っているため、地域包括支援センター独自の個人情報保護マニュアルは整備していない。

2-(1) 総合相談支援 (2) 権利擁護

総合相談支援及び権利擁護業務については、市と連携のもと事例解決のために取り組んでおり、適正に行われている。

2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を指定居宅介護支援事業所に年度当初に示すこと、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等の開催が今後の課題である。

2-(4) 地域ケア会議

本年度中に、地域ケア会議で検討した個別事例の積み上げから、地域課題を明らかにする作業を地域ケア会議の場で行います。

2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

「居宅介護(介護予防)サービス計画自己作成事務処理指針」を示してはいるが、積極的にセルフマネジメントを推進していないため、ほぼ活用できてはいない。

3 事業間連携(社会保障充実分事業)

在宅医療・介護連携推進協議会の構成メンバーとして情報提供を行い、連携を図っているが、相談窓口に対して相談を行っていない。

5 評価全体総評

「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」については、高い評価であり、この取り組みを継続していくことが求められる。

一方で、「組織運営体制等」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」については、全国平均を下回る結果であり、改善に向けた取り組みを検討していく必要がある。

地域包括支援センター事業が効果的・効率的に運営されているか等について、今後も定期的に点検を行い、不十分な点については改善に向けた取り組みを行う。

豊岡市地域包括支援センター評価指標(厚生労働省策定設問)

設 問	回 答	全国調査 結果
1 組織・運営体制等		
(1) 組織運営体制		
1 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	88.8%
2 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	○	73.4%
3 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	84.1%
4 市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	×	87.2%
5 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	92.9%
6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにしているか。	○	72.5%
7 市町村から配置を義務付けられている3職種を配置しているか。	○	58.7%
8 市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	×	48.4%
9 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	○	72.5%
10 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	×	56.1%
11 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	×	59.4%
12 パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	○	91.3%
平均点数・個数	8	8.9
平均点数・%	66.7%	73.8%
(2) 個人情報の保護		
13 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	×	81.2%
14 個人情報漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	75.7%
15 個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	○	81.4%
16 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	○	47.3%
平均点数・個数	3	2.9
平均点数・%	75.0%	71.4%
(3) 利用者満足の向上		
17 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	89.1%
18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	87.1%
19 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	86.3%
平均点数・個数	3	2.6
平均点数・%	100.0%	87.5%
1 組織運営体制等 計 平均点数:個数	14	14.3
1 組織運営体制等 計 平均点数:%	73.7%	75.4%

2 個別業務

(1) 総合相談支援業務

20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○	88.3%
21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	○	54.1%
22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	87.7%
23	1年間の相談事例の件数を市町村に報告しているか。	○	96.0%
24	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	89.2%
25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	○	93.8%
平均点数・個数		6	5.1
平均点数・%		100.0%	84.8%

(2) 権利擁護業務

26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	○	64.7%
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	93.3%
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	91.6%
29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	○	85.4%
30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	○	75.5%
平均点数・個数		5	4.1
平均点数・%		100.0%	82.1%

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	○	80.6%
32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	×	58.2%
33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	79.5%
34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	80.6%
35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	×	74.7%
36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	58.4%
平均点数・個数		4	4.3
平均点数・%		66.7%	72.0%

(4) 地域ケア会議			
37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	○	68.5%
38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	○	68.6%
39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	86.5%
40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	73.2%
41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	81.0%
42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	○	73.9%
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	72.7%
44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	×	74.8%
45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	86.5%
平均点数・個数		8	6.9
平均点数・%		88.9%	76.2%
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援			
46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	62.6%
47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	90.7%
48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	×	47.7%
49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	71.2%
50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	89.7%
平均点数・個数		4	3.6
平均点数・%		80.0%	72.4%
2 個別業務 計 平均点数:個数		27	24.0
2 個別業務 計 平均点数:%		87.1%	77.4%
3 事業間連携(社会保障充実分事業)			
51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	79.1%
52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	93.1%
53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	×	65.2%
54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	72.6%
55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	71.4%
3 事業間連携 計 平均点数・個数		4	3.8
3 事業間連携 計 平均点数・%		80.0%	76.3%